

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会

第2回総会

愛荘町立スポーツセンター秦荘グラウンド

アーチェリー競技開催

2025年10月5日(日)6日(月)7日(火)



愛荘町アーチェリー競技強化選手
U18ナショナルチーム 長谷川 綾音 選手

令和6年5月23日(木)

ハーティーセンター秦荘 中ホール

湖国の感動 未来へつなぐ



キャッフィ

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



チャッフィ

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会第2回総会次第

日時：令和6年5月23日（木）

場所：ハーティーセンター秦荘中ホール

1 開会

2 会長あいさつ

3 報告事項

第1号報告 委員等の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1－3

第2号報告 総会から常任委員会への委任事項（書面開催分）・・・・・・・・ 別冊

第3号報告 令和6年度暫定収支予算（専決処分）・・・・・・・・・・ P 4

4 議事

第1号議案 令和5年度事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5－7

第2号議案 令和5年度収支決算・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8－9

第3号議案 令和6年度事業計画（案）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10－12

第4号議案 令和6年度収支予算（案）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13

5 事例等発表

（1） アーチェリー競技のルールとその魅力について（15分）

講師：滋賀県アーチェリー協会 仲田 善裕 氏

（2） 矢取地蔵とアーチェリー競技について（15分）

講師：小林 昇 氏

（3） 「アーチェリーのまち雫石」の実現に向けた取組について（40分）

講師：岩手県雫石町教育委員会 生涯文化スポーツ課

係長 橘 拓也 氏

主事 小野寺 まどか 氏

6 閉会

委員等の変更について

愛荘町実行委員会臨時総会（令和5年10月3日開催）から令和6年5月23日までの間における委員等の変更について、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会会則第8条第3項の規定に基づき報告する。

○副会長

(敬称略)

所属機関・団体名・役職	新任者	前任者
愛荘町議会 議長	森野 隆	村西 作雄
愛荘町役場 副町長	杉本 甚治郎	中西 功

○常任委員

(敬称略)

所属機関・団体名・役職	新任者	前任者
愛荘町議会 副議長	高橋 正夫	河村 善一
東びわこ農業協同組合 愛知川支店長	宇野 雅彦	小林 源和
東びわこ農業協同組合 秦荘支店長代理	村田 詩保子	山本 剛
愛荘町区長総代会 代表	山脇 毅	川嶋 清史
愛荘町校園長会 会長	田中 幹雄	大角 義典
滋賀県湖東健康福祉事務所 所長	平野 雅穂	嶋村 清志
一般社団法人滋賀県タクシー協会 専務理事	松尾 武文	田畑 太郎
滋賀県東近江警察署 署長	吉田 隆史	初宿 亨
東近江行政組合愛知消防署 署長	川瀬 重明	谷 一雄
滋賀県湖東環境事務所 所長	桐山 徳也	浦山 重雄
愛荘町スポーツ少年団 本部長	河村 和則	小林 忠道

愛荘町観光ボランティア協会 会長	岡部 正治	河村 吉久
あいしょう農交愛ランド協議会 会長	伊谷 正昭	西堀 剛
愛知ライオンズクラブ 会長	外村 隆	伊谷 正昭
愛荘町健康推進員協議会 会長	小杉 朝栄	西村 ふき子
愛荘町愛知川赤十字奉仕団 委員長	久保田 秀子	伊谷 つや子
愛荘町更生保護女性会 会長	堀内 恵美子	塚本 綾子
愛荘町秦荘老人クラブ連合会 会長	中村 和夫	宇野 昌弘
愛荘町消防団 団長	小西 義則	村川 繁明

○委員

(敬称略)

所属機関・団体名・役職	新任者	前任者
愛荘町行革・DX推進室 室長	久保川 瑞穂	—
愛荘町秦荘サービス室 室長	北岸 純子	—
愛荘町くらし安全環境課 課長	山本 拓也	水谷 徹也
愛荘町子ども支援課 課長	増居 志穂	重田 祐史
愛荘町農林振興課 課長	阪本 崇	山本 拓也
愛荘町給食センター 所長	中村 誠司	藤野 佳美
愛荘町長塚地域総合センター 所長	澤 孝明	丸山 満

○監事

(敬称略)

所属機関・団体名・役職	新任者	前任者
愛荘町商工会 参事	藤田 勝一	山口 浩之
愛荘町会計室 室長補佐	高田 哲也	北村 章夫

○参与

(敬称略)

所属機関・団体名・役職	新任者	前任者
愛荘町議会 議員	河村 善一	—
愛荘町議会 議員	村西 作雄	—
愛荘町教育委員	木津 知里	松浦 延代
株式会社京都放送 滋賀支社長	森永 貴則	湯浅 勝
共同通信社大津支局 支局長	三好 典子	福富 正秀
時事通信社大津支局 支局長	清家 太郎	藤井 忠彦
読売新聞彦根支局 支局長	立花 宏司	西堂路 綾子

※ 事前に確認できた方については、変更の手続きをしております。お名前、役職等に誤りや失礼がありましたらご容赦願います。委員について、あて職として委嘱しておりますので、それぞれ職場等での役職交代がある場合は、事務局へご連絡をお願いします。

令和6年度暫定収支予算（専決処分）

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会会則第14条の規定に基づき、次のとおり暫定収支予算とする。

収入

(単位：円)

科目	暫定予算額	備考
負担金	53,263,000	愛荘町負担金
繰越金	0	前年度繰越金
雑入	0	
合計	53,263,000	

支出

(単位：円)

科目	暫定予算額	備考
総務費	121,000	
会議費	32,000	総会等開催経費、消耗品費等事務局経費
事務局運営費	45,000	振込手数料等
役務費	44,000	
開催推進費	2,888,000	
調査研究費	121,000	持ち回り品立ち合い
広報啓発費	2,686,000	PR業務委託費、選手育成費、アーチェリー教室消耗品、機運醸成のためポロシャツ・横断幕作成等
町民運動費	81,000	花いっぱい運動経費
大会運営費	50,254,000	
運営総務費	319,000	持ち回り品輸送費
大会費	49,935,000	リハーサル大会に伴う設営・撤去運営費および啓発等
合計	53,263,000	

令和5年度事業報告

1 会議等の開催

- (1) 第1回常任委員会（書面開催）
- (2) 第1回総会（令和5年6月8日）
- (3) 臨時総会（書面開催）
- (4) 専門部会

- ・総務企画専門部会（第1回 令和5年10月12日・第2回 令和6年3月5日）
- ・競技式典専門部会（第1回 令和5年10月5日・第2回 令和6年3月14日）
- ・宿泊衛生専門部会（第1回 令和5年10月12日・第2回 令和6年3月7日）
- ・輸送交通専門部会（第1回 令和5年10月4日・第2回 令和6年3月6日）

2 事業の推進

(1) 啓発物品等による広報

- ・オリジナル缶バッジ作成・配布
- ・のぼり旗および卓上のぼり旗の配布
- ・職員用啓発ポロシャツ・ウインドブレーカー作成・着用
- ・キャッフィー・チャッフィーペーパークラフト配布（草津市コラボ事業）
- ・機運醸成チラシの作成・配布
- ・役場各課窓口 卓上のぼり旗の設置



(2) 工作物等による広報

- ・役場愛知川庁舎ディスプレイ啓発展示
- ・役場愛知川庁舎前フェンス のぼり旗・横断幕設置
- ・役場秦荘庁舎ディスプレイ啓発展示
- ・役場秦荘庁舎アーチェリー競技模擬体験場設置
- ・役場秦荘庁舎大型看板設置
- ・秦荘図書館玄関ディスプレイ啓発展示
- ・愛知川図書館玄関ディスプレイ啓発展示
- ・愛知川ふれあい本陣・るーぶる愛知川ディスプレイ啓発展示
- ・湖東三山IC付近 横断幕設置
- ・平和堂愛知川店 懸垂幕設置
- ・東びわこ農業協同組合秦荘支店 懸垂幕設置
- ・ACT愛知川店電光掲示板でのPRメッセージ
- ・協賛車両によるPR（滋賀県と共同）



(3) 機運醸成・啓発活動

- ・愛荘町アーチェリー競技強化選手育成事業

- 長谷川 綾音 選手 (U18ナショナルチーム選考会 1位)

- 上柳 結加 選手 (JOCエリートアカデミー編入)

- 今堀 惺也 選手 (第24回全関西室内アーチェリー大会 出場)



- ・花いっぱい運動

- ・各種イベントでのアーチェリー競技模擬体験ブースの設置

- ラポール秦荘ふれあい広場リニューアルイベント

- まちなか交流フェスタ (彦根市プロシードアリーナ)

- 中山道宿場祭

- 秋まつり すわいさ

- 66かまど祭

- 20歳のつどい

- ・愛知川祇園納涼祭花火大会アナウンス啓発

- ・FM滋賀でのPR



(4) SNS・広報媒体等での情報発信

- ・公式SNS (Instagram・Facebook・X) による発信

- ・YouTubeでの啓発動画

- ・町広報誌4月号での特集

(5) 愛荘町実行委員会公式ホームページの開設



AISHO2025ARCHERY

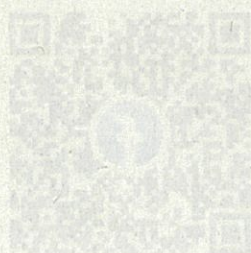
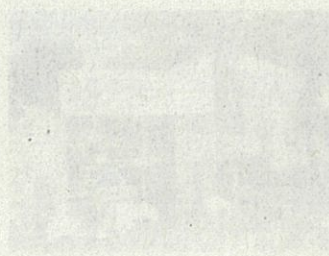
3 調査研究

- (1) SAGA 2024リハーサル大会（鹿島市）視察
- (2) 国民スポーツ大会アーチェリー競技抽選会（東京）への出席
- (3) 第62回近畿高等学校アーチェリー選手権大会（橿原市）視察
- (4) 燃ゆるかごしま国体（鹿児島市・出水市）視察
- (5) 燃ゆるかごしま大会（鹿児島市）視察
- (6) 燃ゆるかごしま国体（鹿児島市）事業概要説明会への出席
- (7) 先催県の国スポ・障スポ開催後の取組等（雫石町）視察
- (8) アーチェリー会場施設（磐田市）視察



4 関係機関および競技団体との連絡調整

- (1) 滋賀県アーチェリー協会との連絡調整
- (2) 滋賀県実行委員会との連絡調整
- (3) 先催県（栃木県那須烏山市、鹿児島県鹿児島市、佐賀県鹿島市）との連絡調整
- (4) 後催県（青森県青森市）との連絡調整



【第2号議案】

令和5年度収支決算

収入

(単位:円)

科目	当初予算額	補正額等	現計予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (A-B)	備考
負担金	8,297,000	962,000	9,259,000	9,259,000	0	愛荘町負担金
雑収入	0	0	0	27	27	預金利息 (上期12円、下期15円)
繰越金	0	0	0	0	0	前年度繰越金
合計	8,297,000	962,000	9,259,000	9,259,027	27	

支出

(単位:円)

科目	当初予算額	補正額等	現計予算額 (A')	決算額 (B')	差額 (A'-B')	備考
総務費	2,024,000	△260,000	1,764,000	1,752,330	11,670	
会議費	22,000	0	22,000	17,442	4,558	会議開催経費
事務局運営費	2,002,000	△260,000	1,742,000	1,734,888	7,112	会計システム費 消耗品費等事務局経費
開催推進費	6,273,000	868,000	7,141,000	6,831,572	309,428	
調査研究費	1,908,000	868,000	2,776,000	2,749,369	26,631	先催県視察調査 先催県事後報告会
広報啓発費	4,145,000	0	4,145,000	3,927,379	217,621	ホームページ設置委託費 PR業務委託費選手育成費 アーチェリー教室消耗品 機運醸成のための登旗・ パッチ作成等
町民運動費	220,000	0	220,000	154,824	65,176	
大会運営費	0	354,000	354,000	352,000	2,000	
運営総務費	0	354,000	354,000	352,000	2,000	持ち回り式典用具(先催 県からの輸送)
合計	8,297,000	962,000	9,259,000	8,935,902	323,098	

収入合計
9,259,027円

—

支出合計
8,935,902円

=

差引
323,125円(令和6年度へ繰越)

会 計 監 査 報 告 書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会の令和5年度収支決算について、帳簿等関係書類を監査しましたところ、正確かつ適正に処理されていることを認めたので、ここに報告します。

令和 6 年 5 月 9 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会

監事

藤田 勝一



監事

高田 哲也



令和6年度事業計画（案）

1 会議等の開催

(1) 総会

実行委員会第2回総会

日時：令和6年5月23日（木）

場所：ハーディーセンター秦荘中ホール

(2) 常任委員会

実行委員会常任委員会の開催（書面）

(3) 専門委員会

リハーサル大会の開催協議および本大会計画

- ・総務・企画専門部会（令和6年6月、10月、令和7年2月（予定））
- ・競技・式典専門部会（令和6年6月、10月、令和7年2月（予定））
- ・宿泊・衛生専門部会（令和6年6月、10月、令和7年2月（予定））
- ・輸送交通・警備専門部会（令和6年6月、10月、令和7年2月（予定））

2 リハーサル大会【第63回近畿高等学校アーチェリー選手権大会】

会期：令和6年7月20日（土）～21日（日）

会場：愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド

(1) 総務企画

- ・リハーサル大会におけるおもてなしエリアの創設

①子どもを中心に生涯スポーツに親しむ機会を提供する。

例：アーチェリー体験ブース

アーチェリー版ストラックアウト

②物産ブースの設置

例：キッチンカーを含めた物産コーナー、ドリンクコーナー

③前回大会「びわこ国体（昭和56年大会）」写真展

びわこ国体と同会場であることから、びわこ国体と現在とが比較できるような写真展の開催

④健康・体力テストの実施

健康：血管年齢や骨密度測定など

体力：握力・上体おこし・反復横とびなど

⑤子どもたちによるパフォーマンス

ダンスや太鼓演奏等、パフォーマンス発表の場

⑥わたSHIGA輝く国スポ・障スポ500日前企画「イベント周遊シールラリー」

- ・リハーサル大会機運醸成ポスター募集、チラシ作成
- ・協賛企業募集
- ・ボランティアの育成事業
- ・都道府県別応援サポーター制度の創設

- ・本大会に向けた準備・取組
- (2) 競技式典
 - ・施設（仮設）設営・撤去業務
 - ・リハーサル大会における競技会運営・式典運営等
 - ・本大会に向けた準備・取組
- (3) 宿泊衛生
 - ・リハーサル大会における弁当手配、熱中症対策・救護体制構築等
 - ・本大会に向けた準備・取組
- (4) 輸送交通
 - ・リハーサル大会におけるシャトルバス等の運行計画等
 - ・輸送交通計画策定
 - ・本大会に向けた準備・取組

3 機運醸成広報啓発の取組

- ・のぼり旗横断幕・懸垂幕等による啓発を実施
- ・アーチェリー競技普及啓発事業による町内選手輩出
- ・アーチェリー競技模擬体験を町内外イベントで実施
- ・普及啓発物品を作成し、イベントや会議において活用し啓発していく。
- ・ふるさと大使（ダイアン）による SNS による啓発
- ・ホームページ・SNS を活用した啓発
- ・花いっぱい運動
- ・ポロシャツ・ウィンドブレーカー着用 普及啓発

4 先催地の準備状況等の調査及び研究

- (1) 令和6年10月：SAGA2024国民スポーツ大会の視察
- (2) 令和6年12月：SAGA2024国民スポーツ大会事業概要説明会への出席
- (3) その他、SAGA2024国民スポーツ大会抽選会、競技用具搬出、機運醸成動画撮影
- (4) 随時：先催地の情報収集・資料収集及び比較検討

5 関係機関及び競技団体との連絡調整

- (1) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（滋賀県）との連絡調整
- (2) 県内開催市町との連絡調整
- (3) 競技団体等との連絡調整
- (4) 国等各行政機関との連絡調整

【参考】

【第79回国民スポーツ大会】

会期：令和7年9月28日（日）～10月8日（水）

※アーチェリー競技 会期：令和7年10月5日（日）～10月7日（火）

会場：愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド

（練習会場：愛荘町立秦荘中学校グラウンド）

【全国障害者スポーツ大会】

・開催時期：原則として国民スポーツ大会の終了後

・開催期間：3日間

※第24回全国障害者スポーツ大会会期：令和7年10月25日（土）～27日（月）

アーチェリー競技 会期：令和7年10月26日（日）

【第4号議案】

令和6年度収支予算(案)

収入

(単位:円)

科目	予算額		備考
		暫定予算額	
負担金	64,667,000	53,263,000	愛荘町負担金
繰越金	323,125	0	前年度繰越金
雑入	875	0	利息等
合計	64,991,000	53,263,000	

支出

(単位:円)

科目	予算額		備考
		暫定予算額	
総務費	971,000	121,000	
会議費	46,000	32,000	会議等開催経費、消耗品費等事務局経費
事務局運営費	837,000	45,000	会計システム費、通信運搬費
役務費	88,000	44,000	振込手数料
開催推進費	9,118,000	2,888,000	
調査研究費	2,343,000	121,000	佐賀大会視察 佐賀大会事業概要説明会への出席等調査費
広報啓発費	6,634,000	2,686,000	PR業務委託費、選手育成費、アーチェリー教室 消耗品、機運醸成のためポロシャツ・横断幕・ 懸垂幕・バッチ作成等
町民運動費	141,000	81,000	花いっぱい運動経費
大会運営費	54,902,000	50,254,000	
運営総務費	319,000	319,000	持ち回り品輸送費
大会費	54,583,000	49,935,000	リハーサル大会に伴う設営・撤去運営費、 総務企画経費、競技式典経費、宿泊衛生経 費、輸送交通経費および啓発等経費 本大会輸送計画等準備経費
合計	64,991,000	53,263,000	

【参考資料】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会名簿

(順不同・敬称略)

【会長】

【令和6年5月23日現在】

所属機関・団体名等	役職	氏 名
愛荘町	町長	有村 国知

【副会長】

所属機関・団体名	役職	氏 名
愛荘町議会	議長	森野 隆
愛荘町体育協会	会長	宇野 久七郎
愛荘町商工会	会長	西村 正司
一般社団法人愛荘町観光協会	会長	濱中 大樹
社会福祉法人 愛荘町社会福祉協議会	会長	北村 太一郎
愛荘町	副町長	杉本 甚治郎
愛荘町	教育長	徳田 寿

【常任委員】

所属機関・団体名等	役職	氏 名
愛荘町議会	副議長	高橋 正夫
愛荘町議会	教育民生常任委員長	竹中 秀夫
滋賀県アーチェリー協会	会長	岩崎 賢
愛荘町スポーツ推進委員	委員長	小林 忠道
東びわこ農業協同組合	愛知川支店長	宇野 雅彦
東びわこ農業協同組合	秦荘支店長代理	村田 詩保子
愛荘町区長総代会	代表	山脇 毅
滋賀県高等学校長協会	代表	南 雄志
愛荘町校舎長会	会長	田中 幹雄
滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	前川 為夫
一般社団法人彦根医師会	元会長	上林 俊明
一般社団法人湖東歯科医師会	会長	小川 勝弘
一般社団法人彦根薬剤師会	会長	池田 富美子
公益財団法人滋賀県看護協会第5地区支部	支部長	矢田 晴美
滋賀県湖東健康福祉事務所	所長	平野 雅穂
一般社団法人滋賀県バス協会	会長	田畑 太郎
一般社団法人滋賀県タクシー協会	専務理事	松尾 武文
滋賀県東近江警察署	署長	吉田 隆史
東近江行政組合愛知消防署	署長	川瀬 重明
滋賀県湖東土木事務所	所長	野田 英男
滋賀県湖東環境事務所	所長	桐山 徳也
愛荘町スポーツ少年団	本部長	河村 和則
総合型スポーツクラブ JBはたしょう	会長	森 嘉津夫
総合型スポーツクラブ Eスポ・えちがわ	会長	小椋 一平

愛荘町国際交流協会	会長	細江 新市
愛荘町観光ボランティア協会	会長	岡部 正治
あいしょう農交愛ランド協議会	会長	伊谷 正昭
愛知ライオンズクラブ	会長	外村 隆
愛荘町社会教育委員	代表	北川 知栄子
愛荘町健康づくり協議会	会長	矢部 隆宏
愛荘町健康推進員協議会	会長	小杉 朝栄
愛荘町愛知川赤十字奉仕団	委員長	久保田 秀子
愛荘町秦荘赤十字奉仕団	委員長	山本 豊子
愛荘町更生保護女性会	会長	堀内 恵美子
愛荘町保護司会	会長	北村 孝弘
愛荘町民生委員児童委員協議会	会長	森野 昭二
愛荘町愛知川老人クラブ連合会	会長	西澤 基治
愛荘町秦荘老人クラブ連合会	会長	中村 和夫
公益社団法人愛荘町シルバー人材センター	理事長	一岡 四郎
愛荘町手をつなぐ育成会	会長	松川 満
愛荘町障がい児者親の会	会長	森 治久
彦根食品衛生協会	常務理事	上川 悟史
一般社団法人滋賀県トラック協会	会長	甲斐切 稔
西日本旅客鉄道株式会社	彦根駅長	西川 勝
近江鉄道株式会社	代表取締役社長	飯田 則昭
愛荘町消防団	団長	小西 義則
愛荘町	総務政策監	生駒 秀嘉
愛荘町	福祉政策監	木村 美紀
愛荘町	産業政策監	北川 三津夫
愛荘町	企画政策監	西川 傳和
愛荘町	議会事務局長	森 まゆみ

【委員】

所属機関・団体名等	役職	氏 名
愛荘町	経営戦略課長	田中 孝幸
愛荘町	行革・DX推進室長	久保川 瑞穂
愛荘町	秦荘サービス室長	北岸 純子
愛荘町	人権政策課長	藤野 知之
愛荘町	くらし安全環境課長	山本 拓也
愛荘町	税務課長	藤澤 雅史
愛荘町	住民課長	楠 真二
愛荘町	福祉課長	小林 充周
愛荘町	子ども支援課長	増居 志穂
愛荘町	農林振興課長	阪本 崇
愛荘町	建設・下水道課長	羽田 順行
愛荘町	教育振興課長	奥村 晃
愛荘町	図書館長	三浦 寛二

愛荘町	歴史文化博物館長	下村 今日子
愛荘町	給食センター所長	中村 誠司
愛荘町	山川原地域総合センター所長	寺本 秀史
愛荘町	川久保地域総合センター所長	田中 智子
愛荘町	長塚地域総合センター所長	澤 孝明

【監事】

所属機関・団体名	役職	氏 名
愛荘町商工会	参事	藤田 勝一
愛荘町	会計室課長補佐	高田 哲也

【顧問】

所属機関・団体名	役職	氏 名
衆議院議員		上野 賢一郎
滋賀県議会議員		加藤 誠一
滋賀県議会議員		周防 清二
滋賀県議会議員		谷 成隆
滋賀県議会議員		本田 秀樹
滋賀県議会議員		木沢 成人

【参与】

所属機関・団体名	役職	氏 名
愛荘町議会議員		上田 太治
愛荘町議会議員		河村 善一
愛荘町議会議員		久保田 正利
愛荘町議会議員		小菅 久宣
愛荘町議会議員		澤田 源宏
愛荘町議会議員		瀧 すみ江
愛荘町議会議員		辰己 保
愛荘町議会議員		外川 善正
愛荘町議会議員		中川 喜代和
愛荘町議会議員		村田 定
愛荘町議会議員		村西 作雄
愛荘町教育委員	職務代理者	森 秀昭
愛荘町教育委員		木津 知里
愛荘町教育委員		中村 由香里
愛荘町教育委員		黒川 泰守
産経新聞大津支局	支局長	土塚 英樹
びわこ放送株式会社	取締役経営戦略本部長	松本 圭司
中日新聞彦根支局	支局長	神田 要一
株式会社京都放送	滋賀支社長	森永 貴則
京都新聞	滋賀北部総局長	佐分利 恒夫
共同通信社大津支局	支局長	三好 典子
時事通信社大津支局	支局長	清家 太郎

朝日新聞彦根支局	支局長	藤井 匠
毎日新聞大津支局	支局長	藤田 文亮
株式会社カリセ	代表取締役	雁瀬 豊彦
滋賀 彦根新聞社	編集部主幹	山田 貴之
滋賀報知新聞社	代表取締役	富田 正敏
滋賀産業新聞（株式会社SIN）	代表取締役	長坂 義和
読売新聞彦根支局	支局長	立花 宏司
彦根経済新聞	編集長	里西 有理子
株式会社エフエム滋賀	代表取締役社長	大森 七幸
日本放送協会大津放送局	局長	小磯 亮

会長	1名
副会長	7名
常任委員	51名
委員	18名
監事	2名
顧問	6名
参与	32名
計	117名

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、愛荘町で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 競技会の開催および運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催および運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催および準備に要する経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体および関係機関（以下「関係競技団体」という。）との連絡調整に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な事務事業に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、会長、委員および監事をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 愛荘町を代表する者
- (2) 愛荘町議会議員を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体および関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次に掲げる役員を置く

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 7人以内
- (3) 常任委員 60人以内
- (4) 監事 2人

(役員を選任)

第6条 会長は、愛荘町長をもって充てる。

2 副会長および常任委員は総会の承認を得て、委員の中から会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項各号に掲げる事項を審議する。

4 監事は、事業の執行状況および会計を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱された日から第20条の規定により、実行委員会が解散した日までとする。ただし、委員等が就任時において所属する関係競技団体等の役職を離れたときは、その委員等は、辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて欠員を補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があった場合は、次の総会において報告するものとする。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて、会長が重要と認める事項に関し助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項に関し、助言する。

5 顧問および参与の任期等については、前条の規定を準用する。

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門部会

(総会)

第11条 総会は、会長および委員をもって組織する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名する者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 競技会の開催および運営に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 予算および決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) 前5号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問および参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長および常任委員をもって組織する。

- 2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 4 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 5 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
 - (3) 専門部会の設置および運営ならびに専門部会への付託および委任に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 常任委員会は、前項第3号に掲げる付託事項のうち、必要と認めるものについては、専門部会に委任することができる。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項ならびに次条第2項の規定により専門部会から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。
- 9 前条第5項、第6項および第8項の規定は、常任委員会について準用する。

(専門部会)

第13条 専門部会は、会長が委嘱した委員をもって組織する。

2 専門部会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、専門部会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で会長が別に定める。

4 専門部会の委員の任期等については、第8条の規定を準用する。

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会および常任委員会（以下「総会等」という。）が決定すべき事項について特に緊急を要するため総会等を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、その決定すべき事項を専決処分することができる。

2 総会等の権限に属する事項で軽易なものは、会長において、これを専決処分にすることができる。

3 会長は、前2項の規定により専決処分をしたときは、次の会議において総会等に報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理させるため、実行委員会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画および予算)

第17条 実行委員会の事業計画および予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第18条 実行委員会の事業報告および決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(解散)

第20条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

(残余財産の帰属)

第21条 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、愛荘町に帰属するものとする。

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和5年3月15日から施行する。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、常任委員会から付託された専門的事項を調査、審議するとともに、事業概要および計画等の説明や円滑な関連部署との調整を図ることを目的として、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会会則（令和5年3月15日施行）第13条第3項の規定に基づき設置するわたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門部会の名称およびわたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会常任委員会からの付託または委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長
- (2) 副部会長 若干名

(役員を選任)

第4条 部会長および副部会長は、専門部会委員の中からわたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会会長が委嘱する。

(役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときまたは欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会は、必要に応じ部会長が招集する。

- 2 専門部会の議長は、部会長または部会長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門部会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、書面により議決に加わることができる。この場合において、当該専門部会委員は出席したものとみなす。
- 4 専門部会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって表決を求め、その結果を専門部会の議決に代えることができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和5年6月8日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門部会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 町民協働に関すること。 5 歓迎およびおもてなしに関すること。 6 観光に関すること。 7 他の専門部会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門部会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
宿泊衛生 専門部会	1 宿泊に関すること。 2 医事救護および衛生（宿泊・環境・食品）に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
輸送交通 専門部会	1 輸送および交通に関すること。 2 警備および消防防災に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること

